

段玉裁の『説文解字注』に

あらわれる凡例についての一考察

根岸 政子

(一)

後漢の許慎の著した『説文解字』は文字の形を中心にして編纂された書であり、漢字についての最も古い字典であり、後世の字典に多くの影響を与え、二千年近く経た今日も漢字を知るうえに欠くべからざる書物である。しかし、字典であるにもかかわらず、中国の書物の伝統通り、内容の主旨や編纂の体例などを述べた凡例を巻頭に掲げていない。そして、その注の代表的なものである清の段玉裁の『説文解字注』にも同様に凡例は掲げられていない。字典である『説文解字』並びにその注に凡例はないのだろうか。

段玉裁の『説文解字注』を読んでいくと、時折「凡」で始まる注に出会うことがある。この「凡」で始まる注を拾い集めてみると、『説文解字』並びにその注を読解していくうえで知っておくべき事項が書いてあることが判明する。つまり、これが凡例である。しかし、巻頭に一括してではなく、出て来た時に指摘するという形式がとられているので、結果としては、凡例が全篇中に散りばめられていることになるのである。この「凡」で始まる注を集めてみると、段玉裁の『説文解字注』そのものの原則を見出すことができるのではないかと考える。また同時に、江沅が「説文解字注後叙」⁽¹⁾の中で「許氏著書之例、以及所以作書之旨、皆詳於先生所爲注中」と述べているように、許慎の編纂に当たっての体

例や大意なども推察できるのではないかと考える。併せて段玉裁の『説文解字』に対する姿勢・考えも窺えるのではないかと考えた次第である。

さて、この『説文解字注』(以下『段注』と称す)の凡例であるが、既に呂景先氏が『説文段注指例』⁽²⁾で凡例を詳細に分析し整理されているが、これは『段注』そのものの原則を見出そうとしたものである。本稿ではそれとは別に、文字の成り立ちを六書によって説明するという『説文解字』(以下『説文』)独特のスタイルに焦点をあてて『段注』の凡例を論じてみたい。⁽³⁾

(二)

六書を論じる前に、『説文』編纂についての、段注の基本姿勢について述べておくこととする。以下、特記しない引用はすべて段注であり、テキストとしては藝文印書館本を用いる。

凡文字有義有形有音、爾雅已下義書也、聲類已下音書也、説文形書也、凡篆一字、先訓其義、若始也顛也是、次釋其形、若从某某聲是、次釋其音、若某聲及讀若某是、合三者以完一篆、故曰形書也 (元 一上一b)

と記されているように、『説文』は文字の義形音のうち、形を説く書である。字を解説していく順序は、字を篆文で示し、義を訓じ、次に形を、最後に音を釈し、この三者を合わせて一つの篆書の説解を完了するという形式をとる。これと同様の文章が、『説文』の叙文の注(十五上二十三b)の中にあり、そこで先に義を説くのは義があつて後に形があるからで、音が形の後になるのは形を明らかにすると音がわかるからだと述べている。

では文字をどのように類別したかという点、叙の中で「其建首也、立一為端、方以類聚、物以羣分、同条牽屬、共理相貫、襍而不越、據形系聯、引而申之、以究萬原」(十五下一b)と許慎が述べているように、形によってなされてい

る。段玉裁は、叙の注で

部首以形爲次、以六書始於象形也、每部中以義爲次、以六書歸於轉注也 (十五下一b)

と、部首が形で順序づけられ、各部の字が義で配列されている理由は、六書は象形に始まり、転注に帰するからだと述べている。そしてそれを読者に確認させるかのように、最初の「一」の部末の注に

凡部之先後、以形之相近爲次、凡每部中字之先後、以義之相引爲次 (一上二a)

とある。これは許叙(十五篇下)にいう「據形系聯」「同条牽屬」という原則を段注で言い換えたものである。部首が形で配列されることから、部首を重ねた字、例えば示部における禱のような字は、

且禱字重示當居部末、如頭聶轟森、皆居部末是也 (禱 一上十七a)

といて、部末におくべきであるとしている。なお、

因有班班字、故珏專列一部、不則綴於玉部末、凡說文通例如此 (珏 一上三十八b)

ともいい、重ねたものが部首になる場合、その部首は次に列べるのである。いずれにしても、重ねた文字は部のあとの方に置かれるわけである。

同じ部の中では義の関連するものという順序で順序づけることは既述のごとくであるが、

凡許全書之例、皆以難曉之篆、先於易知之篆 (輒 十四上四十二b)

というように、難解な字を先に配列したようである。そして人と物との区別も厳密であったことが

說文之例、先人後物 (肉 四下十九b)

按尾爲禽獸之尾、此甚易解耳、而許必以尾系之人者、以其字从尸、人可言尸、禽獸不得言尸也、凡全書之内嚴人物

之辨每如此 (尾 八下二b)

より、判明する。

以上の原則に照し、文字の配列を意味が関連するように正すことも必要となってくる。

凡一書内舊次可考者訂正之、此自璪至瑤九篆、皆飾之類 (璪 一上二十五b)
これが段注の基本姿勢の一つである。

配列する篆文は実は小篆のことである。

凡許書中云篆書者小篆也、云籀文者大篆也 (叙 十五上十b)

しかし、小篆だけではなく、許叙に「今叙篆文、合以古籀」というように、『説文』は字形についていえば、篆文以外にも古文・籀文を共に列べることがある。その際、許のいう「古文」とは、

凡言古文者謂倉頡所作古文也 (一 一上一b)
である。まさしく

凡許之書所以存古形古音古義也 (備 八上十四a)
である。

そして篆文を先にした理由は

此書法後王尊漢制、以小篆爲質、而兼錄古文籀文、所謂今叙篆文合以古籀也 (一 一上一b)
といい、後王に法り漢制を尊んだからとするが、

許重復古、而其體例不先古文籀文者、欲人由近古以攷古也、小篆因古籀而不變者多、故先篆文、正所以說古籀也、
隸書則去古籀遠、難以推尋、故必先小篆也、其有小篆已攷古籀、古籀異於小篆者、則以古籀駁小篆之後、曰古文作

某、籀文作某、此全書之通例也（叙 十五上二十一b）

ともあり、古に近づこうと古形を考えようとしたが、漢代に使用されていた隸書では古籀に遠く及ばず、古籀を套襲し、省改の少ない小篆を規範にすえたのである。

先に挙げるべき小篆が後になる場合は変例である。

凡説文一書、以小篆爲質、必先舉小篆、後言古文作某、此獨先舉古文、後言小篆作某、變例也（二 一上二b）

許以先篆後古籀爲經例、先古籀後篆爲變例（凡 十三下十五b）

とあり、変例はその都度指摘しているが、変例をとった理由としては、叙注に二を例にして、

凡全書有先古籀後小篆者、皆由部首之故也（叙 十五上二十二a）

とあり、つまり部首であるためという。しかしまた

説文之例、叙篆文合以古籀、曷者古文、非小篆也、何以廁此也、凡書禮古文往往依其部居録之、不必皆先小篆後古

文、亦不必如上部之例、先古文必系以小篆、所以尊經也（曷 四上十六b）

説文之例、先小篆、後古文、惟此先壁中古文者、尊經也（棗 六上二十三a）

などの場合は、経を尊んで古文を先に挙げるということもあったとしたものである。

次に形の書であるという『説文』の具体的な説解についてみてみよう。まず、

篆文者其形、説解者其義、以義釋形、故説文爲小學家言形之書也（葛 一下十七b）

とあり、篆文自体が形を著わすものであり、その形を説明するのに義でもってするとする。つまり、

許書之例、以説解釋文字（帆 九下三a）

義である説解で文字を解釈するという形式をとるのである。

そして説解には本義を用いたのである。

許必原其本義爲言（檢 八上五十二b）

十四篇皆釋造字之旨、其説解必用本義之字、而不用假借、有爲後人所亂者、則必更正之（叙 十五上二a）
もしも假借が用いられていたら、それは後人の乱したものであり、それは必ず訂正するといふのである。これも段注の基本姿勢の一つである。

(三)

許慎は一つ一つの文字について、その文字がどういう要素から成り立っているかを分析した。具体的に述べれば、六書によって各文字を分析し説明している。

では、六書とは何であろうか。許慎は叙（十五上三b）の中で次のように述べている。

周禮八歲入小學、保氏教國子先以六書、一曰指事、指事者、視而可識、察而見意、二一是也、二曰象形、象形者、畫成其物、隨體詰詘、日月是也、三曰形聲、形聲者、以事爲名、取譬相成、江河是也、四曰會意、會意者、比類合誼、以見指撝、武信是也、五曰轉注、轉注者、建類一首、同意相受、考老是也、六曰假借、假借者、本無其字、依聲託事、令長是也

六書とは文字の成り立ちの六つの原則であり、各々の定義とその実例を挙げ、この原則によって分析した文字を配列したものが『説文』なのである。この六書について、段玉裁は先の許叙に注して、

六書者、文字聲音義理之總匯也、有指事象形形聲會意、而字形盡於此矣、字各有音、而聲音盡於此矣、有轉注假借、

而字義盡於此矣、異字同義曰轉注、異義同字曰段借、有轉注而百字可一義也、有段借而一字可數義也、(中略) 戴先生曰、指事象形形聲會意四字者、字之體也、轉注段借二者、字之用也 (叙 十五上四a) と述べている。つまり、一口に六書といっても、前の四種、指事・象形・形声・会意は造字法の原則であり、後の二種、転注・仮借は用字法の原則であるのである。

次に、同じく叙の中で「文」と「字」を区別していることを指摘しておきたい。許叙の「倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文、其後形聲相益、即謂之字、文者物象之本、字者言孳乳而浸多也」(十五上二a) に注して、段は「依類象形、謂指事象形二者也」として「文」を説明し、また「形聲相益、謂形聲會意二者也」として「字」を説明している。このように段は許に従って、造字法も二つに分類して考えていることがわかる。

では、六書について具体的にみていくこととしよう。「文」である象形と指事、つまり物を象った単独体の文である象形と指事から考えていくこととする。

まず、象形⁽⁵⁾とは、文字通り物の形を象ったものであり、許叙では「日月」が例として挙げている。そして、日(七上一a)月(七上二十三b)の説解に「象形」と記されていることはいうまでもないが、段も

象形者實有其物、日月是也 (一 一上二b)

と許叙同様、具体的な形を持つものが象形であると述べている。しかし、もう少し見ていくと、象形に単独体と複合体の二種があるとして、

有獨體之象形、有合體之象形、獨體如日月水火是也、合體者从某而又象其形、如睂从目而以ノ象其形、(中略) 獨體之象形、則成字可讀、射於从某者、不成字不可讀、說解中往往經淺人刪之、此等字半會意半象形、一字中兼有二

者、會意則兩體皆成字、故與此別（叙 十五上四b）

と述べている。それは実際に眉（四上十四a）の説解に「从目象眉之形」とあるのに照応する。また

凡既从某而又象其形、謂之合體之象形、多不成字、其成字者則會意也、轉寫者以其不成字而刪之、致文理不可讀、皆當依此補之、合體象形、有半成字半不成字者、如鹵从鹵而又以口象之是也、有兩不成字者、如屬以弓象鳥、以囟

象巢、是也（鹵 十二上五a）

といい、このように複合体の象形は字に成らない要素を組み合せたものが多い。成字の組み合わせならば、會意であつて、象形とはまた別のものであるが、その字に成らない組み合わせのものがあるのに、浅人が削除してしまった。それを補つたことがわかる。そして眉の説解に記されているように、「象……之形」とある場合、複合体の象形であるという用語例が挙げられる。

許書通例、其成字者必曰从某、如此言从入一是也、从入一而非會意、則又足之曰、象三合之形、謂似會意而實象形也（入 五下十五b）

按説文之例、成字者則曰从某、假令上作卩則不曰象形（豐 五上三十九a）

前者の△の説解には「从入一、象三合之形」とあり、後者の豐の説解には「从豆、象形」とあるように、文字で表現できない場合は「象形」としか記さないのである。

次に指事であるが、次のように、

凡指事之文絶少、故顯白言之、不於一下言之者、一之爲指事、不待言也、象形者實有其物、日月是也、指事者不泥其物而言其事、上下是也、天地爲形、天在上地在下、地在上天在下、則皆爲事（一 一上二b）

具体的な形をもつもの（例えば日月）が象形であるのに対し、抽象的な事柄（例えば上下）をいうのが指事であり、又、指事の文字は非常に少ないので、はっきり「指事」と記述する必要があることが述べられている。象形と指事の文字は説解にズバリ書いてあるのが原則である。許叙に「視而可識、察而見意」とあるように、指事が象形に近く、又会意にも近い造字法であることに対して、段は、

指事之別於象形者、形謂一物、事咳衆物、專博斯分、故一舉日月、一舉二、二所咳之物多、日月祇一物、學者知此、可以得指事象形之分矣、指事亦得稱象形、故乙丁戊己、皆指事也、而丁戊己皆解曰象形、子丑寅卯、皆指事也、而皆解曰象形、一二三四、皆指事也、而四解曰象形、有事則有形、故指事皆得曰象形、而其實不能溷、指事不可以會意、殺合兩文爲會意、獨體爲指事（叙 十五上四b）

と、形は一つの物のことであり、事は多くの物を包含することであるから、指事は象形と区別できる。事があれば形もあることから、指事も象形といえることができるが、実際は混淆しえない。指事と会意との相違点は、二つの文字が組み合わさると会意であり、単独体であると指事であると述べている。

では組み合わせである文字、複合体の文字はどうか⁽⁶⁾という点、これは形声と会意とであるが、原則としては、

有形則必有聲、聲與形相輔爲形聲、形與形相輔爲會意（叙 十五上二a）

とあるように、声と形の組み合わせが形声で、形と形の組み合わせが会意であると端的に叙注では述べている。しかし具体的にはどうであろうか。

まず会意については、

凡會意合二字以成語、如一大人言止戈皆是（天 一上二a）

若六書之會意、必使二字相合成文、如人言止戈（鼎 七上三十五a）

會者、合也、合二體之意也、一體不足以見其義、故必合二體以成字（叙 十五上五a）

凡會意之字、曰从人言、曰从止戈、人言止戈二字、皆聯屬成文（叙 十五上五b）

などの記述から、二つの要素を合成して一つの文字となる複合体の文字（例えば信武）であることが再確認されるが、その要素とは音ではなく義すなわち意味である。そして象形や指事は説解に明記されていたのに対して、どれが会意の形式か凡例がないが、最後の例から判明するように、説解に「从某某」と書かれてあれば会意であることがわかる。ほかに吏（一上二a）の説解に「从一从史」とあり、それに段が「此亦會意也」と記していることから、「从某从某」と説解に記されてあれば、やはり会意であることがわかる。

次に形声であるが、

形聲即象聲也、其字半主義半主聲、半主義者、取其義而形之、半主聲者、取其聲而形之、不言義者、不待言也、得其聲之近似、故曰象聲（叙 十五上五a）

というように、半分は義を取って形どり、あと半分は声を形どったもの、つまり義だけを合せた会意に対し、音を含んだものなのである（例えば江河）。形声と六書の他の字（象形・指事・会意）との相違については、

其別於指事象形者、指事象形獨體、形聲合體、其別於會意者、會意合體主義、形聲合體主義（叙 十五上五a）

と、前から述べてきたように、指事や象形は単独体であるのに、形声は複合体であり、同じ複合体でも義を主とする会意に対し、声を主とするのが形声であると述べている。

そして形声の凡例として、

凡言从某某聲者、謂於六書爲形聲也 (元 一上一b)

凡字有不知省聲、則昧其形聲者 (齋 一上六b)

すなわち説解に「从某某聲」と書いてあると、それは形声であり、もう一つ「从某某省聲」という形式をとるとやはり形声であることがわかる。

これで会意と形声の個々の考察を終えるが、

凡字有用六書之一者、有兼六書之二者 (吏 一上一a)

というように、六書の一つだけ用いるものもあれば、二つを兼ねるものもある。「吏」字が会意であって形声を兼ねるように、

凡形聲多兼會意 (犛 二上七b)

凡形聲中有會意者例此 (埤 十三下三十一b)

形声であり会意を兼ねるものも多い。その理由として、声と義は源が同じであるから、諧声符は字義と近いことが多く、それで会意と形声と両方を兼ねる字が多くなったということが、次にみえている。

聲與義同原、故齠聲之偏旁多與字義相近、此會意形聲兩兼之字致多也、説文或偁其會意、略其形聲、或偁其形、略其會意、雖則渚文、實欲互見、不知此則聲與義隔 (禎 一上四b)

そして会意だけ言って形声を省いたり、逆に形声を言って会意を省いているが、実際には互に照らし合わせてみることを望んでいると述べているように、会意、形声は注意しなければならない。^(?)

その形式を分析する凡例を次にあげよう。ただし会意にして形声の場合である。

凡言亦聲者、會意兼形聲也 (吏 一上一a)

会意であることから、具体的には説解に「从某某、某亦聲」或いは「从某从某、某亦聲」と書いてあることになる。ほかに、

許書兩言取其聲、世下曰、从卅而曳長之、亦取其聲、謂取曳聲也、此云象禾秀之形、取其聲、謂取秀聲也、皆會意兼形聲也（禿 八下十二b）

「取其聲」と説解に書いてあれば、やはり會意にして形声であることがわかる。

會意にして形声の文字があるということは、文字の音（声）のなかに義が宿るといふ音義説に關連し、これについての具体的な凡例はかなりの数に達する。次に二、三の例を挙げておく。

凡从皮之字、皆有分析之意、故諛爲辨論也（諛 三上十b）

按凡从甬聲之字、皆興起之意（甬 七上三十一a）

凡農聲之字、皆訓厚、醴酒厚也、濃露多也、襪衣厚兒也（襪 八上五十八b）

これまでの四種は造字法、字形の分類であるのに対し、假借と轉注は文字をどう使うかという運用法であることは先の段注に引用された戴震の言で既に明らかである。

假借については、許は「本無其字、依聲託事」といい、もともとその文字がなく、声つまり音によるあて字のこととしているが、段は

謂依傍同聲、而寄於此、則凡事物之無字者、皆得有所寄而有字、如漢人謂縣令曰令長、縣萬戶以上爲令、減萬戶爲長、令之本義發號也、長之本義久遠也、縣令縣長本無字、而由發號久遠之義、引申展轉而爲之、是謂假借（叙 十五上七a）

といい、本義から引伸して他義が生じたという場合にも関連があるような書き方をしている。これは許の挙げる「令長」の例字にその一端があるのではないかと思われる。しかし原則として、

凡古語𠄎皆取諸字音、不取字本義、皆段借之法也（緹 十三上十五b）

とあるように、仮借とは字音、声のみを取って成立しているのである。そして音を取る場合の原則として、

凡假借必同部同音（丕 一上二a）

凡假借必取諸同部（祇 一上六a）

凡假借多疊韻或雙聲也（洒 十一上二・三十五b）

同部同音であることが厳密な定義として挙げられるが、許容範囲があることがわかる。⁽⁸⁾そして仮借を判別する凡例として、

凡言以爲者、皆許君發明六書段借之法（子 十四下二十四b）

説解に「某以爲某」と書いてあると仮借であることがわかる。また古文の仮借字の凡例は、

凡云古文以爲某字者、此明六書之段借以用也、本非某字、古文用之爲某字也、如古文以洒爲灑掃字（𠄎 一下一a）

凡言古文以爲者、皆言古文之假借也、例見𠄎部（𠄎 三下二十三b）

凡言某字古文以爲某字者、皆謂古文假借字也（洒 十一上三・三十五b）

というように、説解に「古文以爲某字」と書いてある。実際、臭（十下十八a）に「古文以爲澤字」とあり、段はそれに注して、

此説古文段借也、段借多取諸同音、亦有不必要同音者、如用臭爲澤、用𠄎爲𠄎、用𠄎爲艸之類

というように、古文の仮借字は字形の近似する他字を仮借したためか、原則がゆるく、十六部の臭を五部の澤にあてて

いるように、必ずしも同部同音でないことがあることを指摘する。

ほかに、次のような場合も仮借であることを付け加えておく。

凡某人之字作某、亦皆假借也（梅 六上三a）

最後に転注については、

轉注猶言互訓也（叙 十五上五b）

許氏解字多用轉注、轉注者互訓也、底云下也、故下云底也、此之謂轉注、全書皆當以此求之（二 一上三b）
というように、AはBであり、BはAであるという互訓の關係こそ轉注と考えていることがわかる。⁽⁹⁾ 同じ轉注でも次に、

凡言元始也、天顛也、丕大也、吏治人者也、皆於六書爲轉注、而微有差別、元始可互言之、天顛不可倒言之、蓋求義則轉移皆是、舉物則定名難假、然其爲訓詁則一也（天 一上一b）

というように、互訓という關係が成立するとは限らないものまで轉注とした理由を述べている。つまり抽象の意味を探求している場合は轉移が成り立つが、天というように具体的なものを挙げた場合は定まった名は他に仮りにくい。しかし訓詁である点では一つのことであるとし、轉注を訓詁の一手段として考えている。

許が「考老」を轉注の例として挙げていることについて、段は、

老部曰老者考也、考者老也、以考注老、以老注考、是之謂轉注、蓋老之形从人毛匕、屬會意、考之形从老弓聲、屬形聲、而其義訓、則爲轉注、全書內用此例、不可枚數、但類見於同部者易知、分見於異部者易忽（叙 十五上六a）
と注している。すなわち「老」は會意字、「考」は形声字であるが、互訓して轉注となっていると述べ、造字法と用字

法の実例とし、用字法の転注は同部にある場合はわかりやすいが、別部に分かれてある場合は迷いやすいと述べている。同じことを段は老（八上六十七a）でも

考老適於許書同部、凡許書異部而彼此二篆互相釋者視此、如寡窒也、窒寡也

と述べている。又、

凡轉注有各部互見者、有同部類見者（在 一下五b）

とある。どうして『説文』中に転注が数多くみられるかという点、転注は字の運用法であり、義を訓ずる場合、つまり説解を施す場合に用いられる方法の一つとして利用されているからなのである。

以上、文字の運用法である転注・仮借について述べてきたが、段玉裁が異字同義を転注といい、異義同字を仮借といい、転注であれば百字を一義とするし、仮借があれば一字で数義とすることができるように述べているように、転注とは義で関連性をもつて字であり、仮借とは声を仮りて本義以外の義を表現するためのあて字である。

(四)

このように段玉裁の六書に対する考え方を『説文解字注』を通して考察してみたが、許慎の説を尊重し、戴震の説を継承して、六書を考察している姿勢を窺うことができる。段玉裁は六書を指事・象形・会意・形声の四つの造字法と転注・仮借という二つの用字法に分け、さらに造字法を「文」と「字」との二つに分けて考えていることがわかる。

この六書によって字形を分析するのが『説文』の特徴であるから、注としても十四篇の出来るだけ初めに説明してしまわなければならない。六書についての原則・凡例が最初の十篆以内の注に集中しているのはそのためであり、読者に出来るだけ早く六書について説明してしまおうとする段玉裁の姿勢がみられる。

そして当然の事ながら、六書を説明している許叙に注をしている箇所とかなり重複して述べられている。二章で簡単に段注の基本姿勢について述べた際も、十四篇中に散見する凡例と十五篇の許叙及び注とが呼応していることが判った。これは叙というものが単なる前言後記ではなく、凡例の役割をも担っているためではないだろうかと考える。その書を編纂した大意を述べる叙文の中に採録の範囲や文字についての解説や説解の形式が盛られている。それを再び十四篇の必要な箇所に書き込み、読者に注意を喚起させようとしたのではないかと考える。全部の凡例について、考察を試みたわけではないので、断定することはできないが、十四篇中に散見する原則・凡例と十五篇に見える原則・凡例は二層に重なっているのではないかと考えた次第である。

注

- (1) 段玉裁『説文解字注』卷末附載。
- (2) 呂景先『説文段注指例』(民国四十二年台北)は段氏自明作注之例・説明許書之例・論古来造字命名之例・闡明古今形音義演變之例・兼明注書解字之例・附述他書体例の六種に凡例を分類している。我国でも池田四郎次郎氏が『段氏説文凡例』(昭和七年一月重刊)を刊行しておられる。
- (3) 論述の都合上、「凡」で始まらない注も、凡例に準ずるものとして扱うことがある。
- (4) 戴震「答江慎修先生論小學書」(『戴東原集』卷三所収)
- (5) 六書の順はいま論述の都合で必ずしも許慎の順にしない。
- (6) 段の考えている文字のうちのいわゆる字をいう。
- (7) 禴(一上十三a)の「會福祭也、从示會声」の段注に「此等皆舉形聲、包會意」とある。
- (8) 帝(一上三a)の段注に「然則古文以一爲二、六書之仮假也」とあり、十部と十二部の間で仮借している。
- (9) 転注は互訓であるという考えは、先生である戴震の「答江慎修先生論小學書」(『戴東原集』卷三)の考えを継承したものである。